

山形県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領

| | | | | | |
|----|------------|-----|---|------|---|
| 制定 | 平成12年1月31日 | 農技 | 第 | 945 | 号 |
| 改正 | 平成13年4月25日 | 農技 | 第 | 91 | 号 |
| 改正 | 平成14年2月26日 | 農技 | 第 | 1157 | 号 |
| 改正 | 平成18年3月10日 | 農技 | 第 | 849 | 号 |
| 改正 | 平成20年4月1日 | エコ農 | 第 | 11 | 号 |

(目的)

第1条 この要領は、持続性の高い農業生産方式の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「法」という。）に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の認定について必要な事項を定めるものとする。

(認定の手続)

- 第2条 導入計画の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、住所地を所轄する総合支庁産業経済部農業技術普及課に認定申請書（別記様式第1号）及び関係書類（別記様式第1号の2から第1号の4まで）を提出するものとする。
- 2 知事は、導入計画が持続性の高い農業生産方式の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号。以下「規則」という。）第4条に定める基準を満たし、認定することが適当と認めるときは、当該導入計画を認定する。
- 3 知事は、前項の規定により導入計画を認定したときは、認定申請者に認定証（別記様式第1号の5）を交付するとともに、その旨を認定農業者の所在地の当該市町村長に通知（別記様式第1号の6）する。
- 4 知事は、導入計画が規則第4条で定める基準を満たしていないと認めるときは、理由を付してその旨を認定申請者に通知（別記様式第1号の7）する。

(導入計画の変更)

- 第3条 前条第2項の認定を受けた者が、法第5条第1項の規定により導入計画を変更しようとするときは、住所地を管轄する総合支庁産業経済部農業技術普及課に変更認定申請書（別記様式第2号）及び変更に係る関係書類（別記様式第1号の2から第1号の4まで）を提出するものとする。
- 2 導入計画の変更の認定は、前条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「認定証（別記様式第1号の5）」とあるのは「導入計画の変更の認定通知書（別記様式第2号の2）」と読み替えるものとする。

(認定の取消し)

第4条 知事は、法第5条第2項の規定により導入計画の認定を取り消したときは、当該認定の取消しを受けた者に通知（別記様式第3号）し、認定証の返還を求めるとともに、その旨をその者の住所地の市町村長に通知（別記様式第3号の2）する。

(導入計画の取下げ)

- 第5条 第2条第2項の認定を受けた者が、導入計画を取下げようとするときは、認定証を添えて取下げ届出書（別記様式第4号）を提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を届出を行った者の住所地の市町村長に通知（別記様式第4号の2）する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。